

# 青森県報

第三千八百十六号

平成二十六年  
三月十日  
(月曜日)

## 目 次

生活保護法による施術者の指定……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出……………	(同) ……	一
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の所在地変更の届出……………	(同) ……	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉課) ……	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) ……	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) ……	三
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) ……	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(港湾空港課) ……	五
右 同……………	(同) ……	七
公 告……………	(都市計画課) ……	九
選挙管理委員会……………	(事務局) ……	九
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………	(事務局) ……	九

## 告 示

青森県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
豊間根 雄樹	白山台鍼灸接骨院	八戸市北白山台四丁目五の五インフイニート一	平成二六・一・二六
野呂 美賀子	野呂整骨院	西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町一四	二六・一・二三

青森県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	鶴田 直司	鶴田接骨院	弘前市大字文京町一五の二	平成二五・一〇・一
変更後	鶴田 直司	鶴田接骨院	弘前市大字品川町二の二	平成二五・一〇・一

青森県告示第百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	野呂 寛視
施術所の名称	野呂整骨院
施術所の所在地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町一四
廃止年月日	平成三三・三・六

青森県告示第百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	豊間根 雄樹
施術所の名称	白山台鍼灸接骨院
施術所の所在地	八戸市北白山台四丁目五の五インフイニート一
指定年月日	平成六・一・二六

青森県告示第百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	鶴田 直司	鶴田接骨院	弘前市大字文京町一五の二	平成三五・一〇・一
変更後	鶴田 直司	鶴田接骨院	弘前市大字品川町二の二	

青森県告示第百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
ミリーナ	ミリーナ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七	訪問介護	訪問介護事業所ラックイホーム	平成三三・三・六

有限会社さくらデイサービスセンター	黒石市追子野木一丁目七四の二	訪問介護	有限会社さくらデイサービスセンター訪問介護さくら	黒石市追子野木一丁目七四の二	二〇一六
-------------------	----------------	------	--------------------------	----------------	------

青森県告示第百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指月日定
地域コミュニケーション株式会社	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の三四三	居宅介護支援事業所ありがとうの家	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二二	平成二〇一六	三
株式会社ピリブケアサポート	青森市古川二丁目一五の七	ピリブケアアップラン八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	二〇一六	四
有限会社さくらデイサービスセンター	黒石市追子野木一丁目七四の二	有限会社さくらデイサービスセンター居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	"	"

青森県告示第百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指月日定
有限会社さくらデイサービスセンター	黒石市追子野木一丁目七四の二	訪問介護	有限会社さくらデイサービスセンター訪問介護	黒石市追子野木一丁目七四の二	二〇一六	四
有限会社マミーナ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七七一	訪問介護	訪問介護事業所ホーム	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七二二	二〇一六	六

青森県告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
三戸郡福祉事務所組合	三戸郡五戸町大字倉石中文字小渡八八の二	自立生活訓練（練）	三戸郡福祉事務所組合立明幸園	三戸郡五戸町大字倉石中文字小渡八八の二	平成二〇一六	三
社会福祉法人ぶさん会	八戸市根城九丁目一八の二三	居宅介護	ホームヘルプセンター柿の木苑	八戸市根城九丁目一八の二三	"	"

公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六の三	重度訪問介護	ホームヘルプサービス	八戸市根城九丁目一八の二三	"
公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六の三	居宅介護	東通村保健福祉センター	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	"
公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六の三	行動援護	東通村保健福祉センター	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	"

三戸郡福祉事務組合	三戸郡五戸町大字倉石中戸字八八の二	自立生活訓練(練)	三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡五戸町大字倉石中戸字八八の二	"
-----------	-------------------	-----------	-----------------	-------------------	---

青森県告示第百五十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十六年一月十日、同年二月五日及び同月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素性 %	水溶性窒素性 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他水分 %
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	日配肉用種鶏大さう育成用 配合飼料 - フロケロア -	26. 1	15.3	3.4	1.49	0.68	3.1	6.8					2,750	13.2	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	日配成鶏飼育用配合飼料 ハラソヌアツツ18	26. 1	19.3	6.3	4.39	0.62	2.7	13.5					2,900	11.6	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同左	協同飼料 クエイケマルチA	26. 1	16.2	4.6	0.81	0.68	3.8	5.5					73.5	12.9	
八戸飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同左	たまご美人17D	26. 2	17.2	3.1	4.14	0.53	1.2	12.8					2,850	12.3	
八戸飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同左	子豚ヌスター (M)	26. 2	15.1	4.1	0.80	0.46	2.1	4.4					79.1	13.6	

八戸飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ITOCHU ケエスTB	26.2	18.2	3.2	1.05	0.67	2.5	5.8				2,850	13.7	
みちのく飼料株式会社八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	神明F M前期	26.2	16.6	2.9	0.51	0.50	3.2	4.8				74.6	14.5	
みちのく飼料株式会社八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	雪印配合飼料新名人	26.2	13.1	3.5	0.51	0.50	4.4	4.0				73.5	13.1	
みちのく飼料株式会社八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	全畜連和牛繁殖用みどり	26.2	15.2	2.6	0.88	0.57	8.6	7.1				67.4	12.8	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百五十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十六年二月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十六年三月十日

大湊港港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

一 埋立区域

1 位置

むつ市大湊浜町四九五番、一二九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三三番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六九番、一七二番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二二番、二九三番、二九四番、二二五番、二〇二番、二〇二番、二〇〇番、同市川守町九四番二、九四番一及び九一番一の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち の地点から、二四四度四五分四四秒、一三三・一〇メートルの地点を円心とする半径三三・一〇メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ北

東側の円弧、の地点から二七二度三五分五七秒、八九・四四メートルの地点を  
 円心とする半径八九・四四メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ東側の円  
 弧、の地点から一〇八度二〇分五〇秒、二四八・一四メートルの地点を円心と  
 する半径二四八・一四メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ西側の円弧、  
 の地点と、の地点を結ぶ線、の地点から一〇三度一二分四三秒、二四八・八  
 四メートルの地点を円心とする半径二四八・八四メートルの円周で、の地点と  
 の地点を結ぶ西側の円弧、の地点と、の地点を結ぶ線、の地点から二七五度  
 一四分五五秒、五九〇・三四メートルの地点を円心とする半径五九〇・三四メー  
 トルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ東側の円弧、の地点と、の地点を結ぶ  
 線、の地点から二七九度三九分五〇秒、五九一・〇四メートルの地点を円心と  
 する半径五九一・〇四メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ東側の円弧、  
 の地点と、の地点を結ぶ線、の地点から二八一度二二分〇四秒、三六三・五  
 三メートルの地点を円心とする半径三六三・五三メートルの円周で、の地点と  
 の地点を結ぶ東側の円弧、の地点と、の地点を結ぶ線、の地点から一〇七度  
 四一分二三秒、三九六・四六メートルの地点を円心とする半径三九六・四六メー  
 トルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ西側の円弧、の地点から一〇二度〇八  
 分五五秒、六九三・八二メートルの地点を円心とする半径六九三・八二メー  
 トルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ西側の円弧、の地点と、の地点を結ぶ線、  
 の地点から九九度一六分四二秒、六九四・三四メートルの地点を円心とする半  
 径六九四・三四メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ西側の円弧、の地  
 点から、の地点を順次結んだ線、の地点から九六度三六分一七秒、六九三・三  
 二メートルの地点を円心とする半径六九三・三二メートルの円周で、の地点と②  
 の地点を結ぶ西側の円弧、①の地点と②の地点を結ぶ線、②の地点から二七三度  
 二九分〇八秒、四八七・一九メートルの地点を円心とする半径四八七・一九メー  
 トルの円周で②の地点と③の地点を結ぶ東側の円弧、③の地点から⑦の地点を順  
 次結んだ線、⑦の地点から二八〇度一四一分一七秒、三三三・六四メートルの地点  
 を円心とする半径三三三・六四メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点を結ぶ東側  
 の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ線、⑨の地点から二八九度一五分三四秒、三  
 三三・九四メートルの地点を円心とする半径三三三・九四メートルの円周で⑨の  
 地点と⑩の地点を結ぶ東側の円弧、⑩の地点と⑪の地点を結ぶ線、⑪の地点から  
 二九三度〇五分〇八秒、九七一・五〇メートルの地点を円心とする半径九七一・  
 五〇メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点を結ぶ東側の円弧、⑫の地点と⑬の地

点を結ぶ線、⑬の地点から二九五度三二分五四秒、九四二・二〇メートルの地点  
 を円心とする半径九四二・二〇メートルの円周で⑬の地点と⑭の地点を結ぶ東側  
 の円弧、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ線、⑮の地点から二九九度四九分三八秒、二  
 七・九二メートルの地点を円心とする半径二七・九二メートルの円周で⑮の地点  
 と⑯の地点を結ぶ南側の円弧、⑯の地点と⑰の地点を結ぶ平成十三年の秋分の満  
 潮位(C・D・Lプラス〇・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線、  
 ⑰の地点から⑱の地点を順次結んだ線、⑱の地点から三〇〇度〇〇分二五秒、九  
 五四・四〇メートルの地点を円心とする半径九五四・四〇メートルの円周で⑱の  
 地点と⑲の地点を結ぶ東側の円弧、⑲の地点と⑳の地点を結ぶ線、㉑の地点から  
 二九三度〇五分三四秒、三一四・八四メートルの地点を円心とする半径三一四・  
 八四メートルの円周で㉑の地点と㉒の地点を結ぶ東側の円弧、㉒の地点と㉓の地  
 点を結ぶ線、㉓の地点から二八〇度一四一分一五秒、四六九・八九メートルの地点  
 を円心とする半径四六九・八九メートルの円周で㉓の地点と㉔の地点を結ぶ東側  
 の円弧、㉔の地点と㉕の地点を結ぶ線、㉕の地点から九三度二九分〇七秒、七一  
 一・六二メートルの地点を円心とする半径七一・六二メートルの円周で㉕の地  
 点と㉖の地点を結ぶ西側の円弧、㉖の地点から一〇二度〇七分四四秒、四一四・  
 二六メートルの地点を円心とする半径四一四・二六メートルの円周で㉖の地点と  
 ㉗の地点を結ぶ西側の円弧、㉗の地点と㉘の地点を結ぶ線、㉘の地点から二八七  
 度四三分一四秒、三四五・七三メートルの地点を円心とする半径三四五・七三メー  
 トルの円周で㉘の地点と㉙の地点を結ぶ東側の円弧、㉙の地点と㉚の地点を結ぶ  
 線、㉚の地点から二八一度一一分一二秒、五七三・二四メートルの地点を円心と  
 する半径五七三・二四メートルの円周で㉚の地点と㉛の地点を結ぶ東側の円弧、  
 ㉛の地点と㉜の地点を結ぶ線、㉜の地点から九五度一四分三七秒、二六五・九四  
 メートルの地点を円心とする半径二六五・九四メートルの円周で㉜の地点と㉝の  
 地点を結ぶ西側の円弧、㉝の地点から二八八度二〇分四六秒、七一・六四メー  
 トルの地点を円心とする半径七一・六四メートルの円周で㉝の地点と㉞の地点を結  
 ぶ東側の円弧、㉞の地点から二七二度三六分〇三秒、五・三〇メートルの地点を  
 円心とする半径五・三〇メートルの円周で㉞の地点と㉟の地点を結ぶ北東側の円  
 弧及び㊱の地点と、の地点を結ぶ平成二年十一月二十七日付け青森県指令第四百  
 七十一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(C・D・Lプラス  
 一・三〇メートルにより決定)により囲まれた区域  
 の地点 大湊港下北防波堤灯台(北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一

○分三二秒六) から二六九度三三分四五秒一五七三・九〇メートルの地点

の地点から一六八度四一分一五秒一・一二メートルの地点

の地点から一九〇度二八分二秒二四・五〇メートルの地点

の地点から一九五度四六分三八秒二二・二五メートルの地点

の地点から二八四度五五分三三秒〇・七〇メートルの地点

の地点から二八九度一三分一九秒三四・五七メートルの地点

の地点から一八五度一四分五九秒三七・四六メートルの地点

の地点から一八七度二七分二秒四五・四八メートルの地点

の地点から九九度五三分三三秒〇・七〇メートルの地点

の地点から一九〇度二六分一六秒一五・七六メートルの地点

の地点から一九一度一〇分一八秒三四・四二メートルの地点

の地点から一九四度二八分〇四秒四一・四三メートルの地点

の地点から一九七度四三分二七秒一九・一メートルの地点

の地点から一九四度五三分四〇秒三八・六七メートルの地点

の地点から一九〇度四三分二五秒三四・五一メートルの地点

の地点から二七七度四〇分五三秒〇・五〇メートルの地点

の地点から一八八度二九分一秒一九・一九メートルの地点

の地点から九七度三三分一七秒七・四六メートルの地点

の地点から一八七度〇九分〇六秒一三・〇〇メートルの地点

の地点から二七七度三三分一三秒七・四六メートルの地点

の地点から一八五度〇二分〇四秒三八・〇〇メートルの地点

の地点から一八三度二九分四七秒五一・八九メートルの地点

の地点から一八六度二〇分一秒四八・四一メートルの地点

の地点から一八八度三七分一〇秒二一・〇〇メートルの地点

の地点から一九〇度一四分五九秒五二・七四メートルの地点

の地点から一九四度四五分〇三秒五二・三五メートルの地点

の地点から二九一度二二分四一秒〇・七〇メートルの地点

の地点から二〇一度一〇分三八秒二二・二一メートルの地点

の地点から二〇三度〇五分一三秒五一・七〇メートルの地点

の地点から二〇四度二一分一八秒四三・〇四メートルの地点

の地点から一一五度一八分五六秒〇・七〇メートルの地点

③4の地点から二〇七度四八分三四秒七四・三四メートルの地点

③5の地点から二一〇度〇〇分三六秒七七・八六メートルの地点

③6の地点から二五四度二二分〇二秒三九・一七メートルの地点

③7の地点から三〇度一二分三五秒二七・九二メートルの地点

③8の地点から一九度四四分三八秒九・四九メートルの地点

③9の地点から三〇度〇〇分二四秒七七・九一メートルの地点

④0の地点から二六度三二分四七秒一一五・二二メートルの地点

④1の地点から三三度〇五分一三秒五一・七〇メートルの地点

④2の地点から一六度三九分五三秒七〇・五〇メートルの地点

④3の地点から一〇度一四分一八秒六四・七五メートルの地点

④4の地点から六度五一分四〇秒五五・三五メートルの地点

④5の地点から三度二九分〇六秒五一・八九メートルの地点

④6の地点から七度四八分二五秒一〇七・二五メートルの地点

④7の地点から一四度五五分二八秒四〇・四一メートルの地点

④8の地点から一七度四三分〇五秒一九・一一メートルの地点

④9の地点から一四度二七分一四秒三九・四〇メートルの地点

⑤0の地点から一度一一分一四秒三四・四二メートルの地点

⑤1の地点から八度一二分五五秒五九・四三メートルの地点

⑤2の地点から五度一四分四二秒三七・四六メートルの地点

⑤3の地点から一度四七分四一秒六〇・六八メートルの地点

⑤4の地点から一〇度二八分二一秒一九・六三メートルの地点

⑤5の地点から三四六度三八分三二秒二・九一メートルの地点

3 面積

一六、七五〇・八五平方メートル

青森県告示第百五十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十六年二月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。



- 3  
面積
- ①の地点 ①の地点から八度二分一六秒五八・四一メートルの地点
  - ②の地点 ②の地点から四度四三分二七秒三七・四六メートルの地点
  - ③の地点 ③の地点から二度一〇分五四秒六二・九四メートルの地点
  - ④の地点 ④の地点から一度五九分一四秒一五・六五メートルの地点
  - ⑤の地点 ⑤の地点から二九度五九分一四秒七七・九五メートルの地点
  - ⑥の地点 ⑥の地点から二四度二七分四九秒五一・七二メートルの地点
  - ⑦の地点 ⑦の地点から一六度三三分五〇秒六八・三八メートルの地点
  - ⑧の地点 ⑧の地点から八度五六分三一秒六四・七七メートルの地点
  - ⑨の地点 ⑨の地点から七度五二分四一秒五四・一二メートルの地点
  - ⑩の地点 ⑩の地点から七度四七分五三秒一〇・八・六九メートルの地点
  - ⑪の地点 ⑪の地点から四度五二分〇秒五四・一・三五メートルの地点
  - ⑫の地点 ⑫の地点から一八度五二分五七秒一九・一二メートルの地点
  - ⑬の地点 ⑬の地点から三度五〇分五五秒三八・三三メートルの地点
  - ⑭の地点 ⑭の地点から一度三九分一五秒三四・四二メートルの地点
  - ⑮の地点 ⑮の地点から八度二分一六秒五八・四一メートルの地点
  - ⑯の地点 ⑯の地点から四度四三分二七秒三七・四六メートルの地点
  - ⑰の地点 ⑰の地点から二度一〇分五四秒六二・九四メートルの地点
  - ⑱の地点 ⑱の地点から一度五九分一四秒一五・六五メートルの地点
  - ⑲の地点 ⑲の地点から二九度五九分一四秒七七・九五メートルの地点
  - ⑳の地点 ⑳の地点から二四度二七分四九秒五一・七二メートルの地点
  - ㉑の地点 ㉑の地点から一六度三三分五〇秒六八・三八メートルの地点
  - ㉒の地点 ㉒の地点から八度五六分三一秒六四・七七メートルの地点
  - ㉓の地点 ㉓の地点から七度五二分四一秒五四・一二メートルの地点
  - ㉔の地点 ㉔の地点から七度四七分五三秒一〇・八・六九メートルの地点
  - ㉕の地点 ㉕の地点から四度五二分〇秒五四・一・三五メートルの地点
  - ㉖の地点 ㉖の地点から一八度五二分五七秒一九・一二メートルの地点
  - ㉗の地点 ㉗の地点から三度五〇分五五秒三八・三三メートルの地点
  - ㉘の地点 ㉘の地点から一度三九分一五秒三四・四二メートルの地点
  - ㉙の地点 ㉙の地点から八度二分一六秒五八・四一メートルの地点
  - ㉚の地点 ㉚の地点から四度四三分二七秒三七・四六メートルの地点
  - ㉛の地点 ㉛の地点から二度一〇分五四秒六二・九四メートルの地点
  - ㉜の地点 ㉜の地点から一度五九分一四秒一五・六五メートルの地点

八、九二五・九二平方メートル

公 告

土地区画整理事業の終了の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定により、尾駮レイクタウン北土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六ヶ所村

二 事業施行期間

平成十七年十月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附の一部

四 事業の名称

尾駮レイクタウン北土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

平成十七年十月二十六日

六 事業の終了の認可の年月日

平成二十六年三月三日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

十三コミュニティセンター	"	十三深津一八七の一	に改める。
喜良市コミュニティセンター	"	喜良市千苅一九六の三	
嘉瀬コミュニティセンター	の"	金木町嘉瀬端山崎七六	
川倉ふれあいセンター	の"	金木町川倉米出一〇〇	
市浦コミュニティセンター	"	相内岩井八一の三八四	
市浦コミュニティセンター	"	相内岩井八一の三八四	を
コミュニティセンター三好	〇"	大字高瀬字鷹ノ爪一九	に、
コミュニティセンター三好	一"	大字鶴ヶ岡字鎌田二八	を
コミュニティセンター飯詰	の"	大字飯詰字福泉一六六	に
コミュニティセンター飯詰	の"	大字飯詰字福泉一六四	を

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭